

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年福津市教育委員会第8回定例会	
開 催 日 時	令和6年8月22日(木) 午前 9時30分から 午前10時57分まで	
開 催 場 所	福津市役所 別館1階大ホールAB	
委 員 名	(1) 出席委員 農崎委員、田中委員、 村井委員	
所 管 課 職 員 職 氏 名	石津教育部長、吉住教育部理事兼主幹指導主事、吉崎教育総務課長、芹野郷育推進課長、占部文化財課長、鵜口主幹兼指導主事、木村指導主事兼教育指導係長、内兼久総務企画係長、川上主事	
会 議 議 題 (内 容)	<ul style="list-style-type: none"> ・日程第 1 開会の宣言 ・日程第 2 会議録署名委員の指名について ・日程第 3 報告第17号 令和6年福津市議会9月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について ・日程第 4 議案第41号 福津市教育委員会会議規則の一部を改正することについて ・日程第 5 議案第42号 福津市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正することについて ・日程第 6 議案第43号 福津市教育委員会請願処理規則の一部を改正することについて ・日程第 7 議案第44号 福津市教育委員会の事務に関する点検・評価について ・日程第 8 議案第45号 現地視察、避難経路・避難代替施設、推計見直し等を求める請願書について ・日程第 9 諸報告 <ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールについて ・日程第 10 閉会の宣言 	
	公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開

	非公開の理由	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に該当するため。
	傍聴者の数	21名
	資料の名称	
会議録の作成方針		<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録
		<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
		<input type="checkbox"/> 要点記録
会議録署名委員		田中委員
		村井委員
その他の必要事項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
<p>内兼久係長：教育長不在の間の会議の進行は、教育長職務代理者である田中委員にお願いしたい。</p> <p>田中委員：本日の会議には、21名の方から傍聴の申出があっている。</p> <p>福津市教育委員会会議規則第13条では、会議は公開すると規定している。よって、福津市教育委員会会議傍聴人規則第2条に基づき、本日の会議の傍聴については許可する。</p> <p>事務局、入室をお願いします。</p> <p>（傍聴人入室）</p> <p>会場の傍聴については、福津市教育委員会会議傍聴人規則に基づき実施する。</p> <p>ここでお諮りする。報道機関の方から撮影の申し出があっている。撮影を許可することについて異議がある方はいるか。</p> <p>異議が無いようなので、撮影を許可することに決定する。</p> <p>会議の妨げとなるような行為については控えるようお願いする。</p> <p>また、一般の傍聴の方については、会議の様子の録画、録音、撮影も断る。守っていただけない場合は退室を命じることもあるのでご了承ください。</p> <p>日程第3、報告第17号令和6年福津市議会9月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認については、市議会で審議される前の案件であり、福津市情報公開条例第12条第1号に該当するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開にすることを諮る予定。この場でお伝えす</p>		

る。

1 日程第1 開会の宣言

田中委員：構成委員3名のうち、ただいまの出席数は3名で、定足数に達し教育委員会は成立するため、令和6年福津市教育委員会第8回定例会を開催する。

直ちに会議を開く。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

田中委員：福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私田中と村井委員で確認、署名することとする。

3 日程第3 報告第17号 令和6年福津市議会9月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について
臨時代理した件の承認について

田中委員：報告第17号 令和6年福津市議会9月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認については、市議会で審議される前の案件であり、福津市情報公開条例第12条第1号に該当するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議内容を非公開にすることを発議する。

審議を非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。

この案件については審議内容を公開しないことに決定する。

誠に恐れ入るが、傍聴の方は退出をお願いします。

(傍聴人退出)

(時限非公開部分)

事務局に説明を求める。

(石津部長が報告第17号 令和6年福津市議会9月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について会議資料を用いて説明)

(各課から内容について、別紙1を用いて説明)

田中委員：本案に対する質疑を受ける。

農崎委員：郷育推進課の、中学校部活動の地域移行に向けて、現在どのような状況か。

芹野課長：現状、協議会においてまだ議論中だが、今後の福津市の地域移行について目指す方向がある程度絞れてきた。宗像市のように全て地域移行するわけではなく、部活動を残しながら、そこに指導員を入れていくような形、制度を作っていく考えである。このような方針で、県から出る補助金をもとに、今年度から実

証事業を行う予定で進めたいと考えている。

正式にどのような体制をとるかまでは確立できていないが、大まかなイメージが出来上がっている状況である。

農崎委員：地域移行をすることで、中学校部活動の部費と別で、地域クラブに対する月謝等が発生している。保護者は、おそらく、やむを得ず月謝を支払いしている状況である。

月謝の一部を、市や国の補助金で、負担してもらえればと、一保護者として考えるため、補助金の使い方として、市で検討していただきたい。

田中委員：ほかにないか。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、報告第17号を採決する。

報告第17号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第3、報告第17号 令和6年福津市議会9月定例会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認については、原案のとおり承認された。

非公開案件は以上となるため、事務局は傍聴人の入室をお願いする。

(時限非公開部分終了)

(傍聴人入室)

4 日程第4 議案第41号 福津市教育委員会会議規則の一部を改正することについて

田中委員：事務局に説明を求める。

(吉崎課長が議案第41号、福津市教育委員会会議規則の一部を改正することについて、会議資料を用いて説明)

田中委員：本案に対する質疑を受ける。ないか。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第41号を採決する。

議案第41号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第4、議案第41号 福津市教育委員会会議規則の一部を改正することについては、原案のとおり可決された。

5 日程第5 議案第42号 福津市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正することについて

田中委員：事務局に説明を求める。

(吉崎課長が議案第42号、福津市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正することについて、会議資料を用いて説明)

田中委員：本案に対する質疑を受ける。ないか。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第42号を採決する。

議案第42号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第5、議案第42号 福津市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正することについては、原案のとおり可決された。

6 日程第6 議案第43号 福津市教育委員会請願処理規則の一部を改正することについて

田中委員：事務局に説明を求める。

(吉崎課長が議案第43号、福津市教育委員会請願処理規則の一部を改正することについて、会議資料を用いて説明)

田中委員：本案に対する質疑を受ける。ないか。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第43号を採決する。

議案第43号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第6、議案第43号 福津市教育委員会請願処理規則の一部を改正することについては、原案のとおり可決された。

7 日程第7 議案第44号 福津市教育委員会の事務に関する点検・評価について

田中委員：事務局に説明を求める。

(吉崎課長が議案第44号、福津市教育委員会の事務に関する点検・評価について、会議資料を用いて説明)

田中委員：本案に対する質疑を受ける。

村井委員：3点質問。

1つ目。ICT学習環境整備事業の面で、今、タブレット端末は、子供たちにとって、なくてはならないものになっていると思う。ただし、端末は子供たちが使用したり、校外学習のため持ち運んだりすることで経年劣化していく。新しい端末へ切り替えるためにかなりの予算が必要と感じる。

2つ目。令和5年度、宗像地区の同じソフトを福津市も入れてほしいとお願いしたが、どうなっているか。

3つ目。毎日通学し、タブレット端末を活用してプロジェクト

ター等で、豊かな学習をするというGIGA構想の中、例えば学校に来ることができない子供たちも、タブレット端末を活用することで、家庭で、担任の先生や、各教科の先生の授業を見て学習し、力をつけていくことについて、福津市はどうなっているか。

石津部長：1つ目。端末の更新について、令和2年度末に導入し、令和3年度から本格的に使用している状況である。5年間使用するとすれば、令和7年度までの予定となる。その後、令和7年度に端末環境を整備して令和8年度からというような形で入替整備をしなければならないと考える。これについては多額の予算がかかるが、国の補助金が出るようになっており、有効に活用しながら、更新を進めていきたい。

2つ目。宗像地区で同じソフトが使えたらいいのではという意見について、学校側から教育委員会へ意見をいただいております。授業支援ソフトについて、今年度、無料で試用できることになっており、現在、学校の方で試用しているところである。その後、効果や利用頻度等を調査し、来年度以降の予算づけを検討し、検証しているところである。

3つ目。タブレット端末を持ち帰り、家庭でオンライン学習することに関して、不登校児童生徒について、学校によって差異があるのが現状であり、家庭で、学校の黒板と先生を写しオンライン授業で、学習している生徒も中にはいる。児童生徒や保護者が、オンライン学習を求めているかどうかにも関連するが、全ての学校がしているわけではないと考える。また、通常学級ではないが、校内の適応指導教室、不登校児童生徒が通う教室等を準備し、そこでタブレット端末を利用して学習するケースもある。

田中委員：ほかに質疑はないか。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第44号を採決する。

議案第44号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第7、議案第44号 福津市教育委員会の事務に関する点検評価については、原案のとおり可決された。

8 日程第8 議案第45号 現地視察、避難経路・避難代替施設、推計見直し等を求める請願書について

田中委員：事務局に説明を求める。

(吉崎課長が議案第45号、現地視察、避難経路・避難代替施設、推計見直し等を求める請願書について、会議資料を用いて説明)

田中委員：福津市教育委員会請願処理規則第5条では、教育委員会は必要があると認めるときは、請願等をした者に対し出頭を求め、直接その趣旨を述べさせることができると規定している。

請願者本人から趣旨説明をさせる必要がある場合は請願者本人に出頭を求めたいと考える。

なお、請願書に、教育委員会会議においてこの請願に係る事情を口頭で述べることについてを許可くださるよう申請しますと記載があり、請願者からは趣旨説明の希望があっている。

請願者本人から、直接その趣旨を述べさせる必要があるかどうか、意見等あるか。

村井委員：希望があるならお伺いしたい。

田中委員：それでは、請願者本人から直接請願の趣旨を説明していただくこととする。

請願者は請願者席へ。

5分以内での説明をお願いします。

請願者：宮司浜に28年住んでおり、自宅から新設校へ向かう道路は、住み始めた当初から道幅が狭く、死角も多いため、危険な道である。新設校へ通学する道路の中でも特に、車が1台通れるほどの狭い箇所になっており、歩いて通るときに車の進入があれば、とても危険を感じる。新設校の前にある橋は、離合待ちのときに使ったりする。出会い頭になった車が離合するためにバックをする場所の方に新設校がある。近隣住民が避難訓練をする際には、この橋を通らずに避難するという事になっている。これらの危険を知らせるため以前請願した。しかし、教育委員は視察せず、7月10日の臨時教育委員会で、否決した。

2つ目、7月1日に降った雨について、休校にする通達が遅く、7時前にはグリーンタウン入口前の交差点は冠水した。高架橋を降りられず、Uターンする車で渋滞していた。通学路全体を把握し、より良い、より安全な通学路の検討に取り組んでいただきたい。安全な避難経路と避難代替施設について、新設校近くには、避難時、近隣住民が通らないようにしている道があり、避難時はこの2つの道は使用できない。この安全な避難経路と避難代替施設を、新設校建設を進める前にしていただきたい。

3つ目、七股池が防水重点ため池に指定されたことにより、住民説明会で使われていたデータでは、安全だと思わない。七股池が決壊した場合、大量のヘドロを含む水が新設校と児童を襲う。児童に入った大量のヘドロは、肺からまとわりつき、出すことができず、大変苦しい思いをすると聞いている。

4つ目、周囲の小学校の保護者から、建設される令和9年頃には、児童の数が減少し、新設小学校はいらないんじゃないかという声もある。推計を見直し、本当に建設予定地に小学校が必要なのか検討していただきたい。

最後に、私は、学校建設において、安全な通学路と、安全な避難経路こそが、一番重要だと考えている。どんなに安全な場所に建設しても、その二つを確保していなければ、児童が安全に学び、大切な命を守ることができないと考える。このいくつもの浸水想定区域に建つ小学校にはその二つが確保されていない。そのことを大変心配し、懸念している。児童の命を優先に考えた学校建設と、地域住民からの不安箇所、地域住民が一番知り得る情報を、教育委員会は何一つ視察せず誰からも聞き取りせず、学校建設を進めていることに、このまま何の対策も講じずに進めていくことに対して反対している。

危険なことが多々あり、本当は一旦工事を中断して新しく防災指定重点ため池に指定された七股池のデータについて、学識経験者の意見を取り入れ、もう一度調査してもらいたい。この建設が本当に安全なのか、盛り土をして大丈夫なのか、この前の7月1日の雨の川の様子を見て、本当に危険を感じている。何度も足を運び、通学路流域を観察してほしい。台風の時期があったり、この前の雨のように1000年に一度と思えるほどの雨でなくても冠水する箇所があったり、川が氾濫する勢いであったりしている。

また重点として、手光今川と道辻川が合流する地点の前に小学校が立つということと、近隣住民はこの道を避難経路として使わない場所であることをもう一度認識していただきたい。

田中委員：請願事項1について、事務局から何かあるか。

吉崎課長：請願事項1について、学校建設を進められる教育委員の皆様には、ぜひこの流域を歩いていただき、雨の日の川の増量や勢いを観察し、どのような場所に盛り土を進めているかなどを確認していただきたいと切に願っている。

雨天時の手光今川流域の状況については、教育委員会事務局として現地にて確認をしており、教育委員へも状況に応じて報告を行っている。今後も気象情報に注意し、状況の確認を行っていきたいと考える。また、今後教育委員に同行いただき、工事の進捗状況を含めた建設地の状況確認を予定している。これは教育長に事務委任された具体的な事務の執行と捉えている。そのため合議による教育委員会としての判断までは必要がないものと考えている。

田中委員：請願事項1に対するご意見や関連する質疑を受ける。

村井委員：何度か車で現地を見させていただいた。先ほどの橋について、橋の向こう側はかなり狭いと感じるところである。次回は事務局同行のもと、歩いて、晴れの日も雨の日も見学させていただきたいと考えている。

農崎委員：同じく車で現地に行っている。道幅が狭く、離合が大変というのを実感している。7月1日の大雨のときの川の状況、そして工事についても事務局から報告を受けている。現在予定されて

いる現地確認へ歩いてぜひ参加し、今、お願いいただいた方のお話を実感したいと考えている。

田中委員：ほかにないか。

無いようなので請願事項1について審議を終結し確認する。

議案第45号の請願項目1について、教育委員会として採択・不採択の判断をすべきと思われる方は挙手願う。

(全員反対)

全員反対である。

採択・不採択の判断になじまないため、議案第45号の請願事項1について、採択・不採択を決定しないと思われる方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。

議案第45号の請願事項1については、採択・不採択を決定しないこととなった。

田中委員：請願事項2について、事務局から何かあるか。

吉崎課長：請願事項2、教育委員会は、安全に避難するための避難経路や避難代替施設を明確にした上で、建設工事に入る前に、保護者や地域住民に対し、安全な避難経路と避難代替施設についての説明会を開いていただけないでしょうか。について、教育委員会はまず学校が安全であり、水害時に学校施設の担う役割を十分認識した上でその役割を果たす観点から必要な対策を検討することと考えている。避難経路や避難代替施設に関する事項は、所管外であり、教育委員会としては判断できないと考えている。

田中委員：次に請願項目2に対するご意見や関連する質疑を受ける。

農崎委員：避難代替施設の確保が必要ということに関して、指定避難所になり得ないという見解を福岡県からいただいているというのは本当か。

吉崎課長：福岡県防災危機管理局防災企画課から見解があり指摘されている。市長含め、防災安全課の方へ確認している。その結果、まず、県の避難所の所管は、福岡県防災危機管理局防災企画課ではなく、福岡県防災危機管理局防災指導課である。防災指導課によると、福岡県内の避難施設、指定避難施設において、災害が生じる恐れのある区域に所在する施設については、大体避難施設の3分の1ほどである。そのため、避難所の指定はできない、そういった規定ではないというご意見をいただいている。しかしながら、災害が生じる恐れのある区域に所管する施設については、国が定める基準を満たす鉄筋コンクリート造りなどの強固な建物や浸水想定以上の高さに避難スペースがある建物を指定するということが必要。そして、浸水や土砂災害の場合には別の安全な指定避難所の支援や、市町村を越えた大きな広域避難を行うこと、それから代替の避難所設定というものが必

要というようなお話を受けている。

農崎委員：新設校は避難所にはなるということで認識して良いか。

吉崎課長：避難所になるということである。

村井委員：先ほどの請願事項について、教育委員会としては判断できないと言われたが、福津市の所轄する部署はどこになるか。

吉崎課長：避難所、避難経路、それから代替施設の設置について、総務部の防災安全課が所管している。設置については、そこが設置していく。

田中委員：ほかに質疑はないか。

無いようなので請願事項2について審議を終結し確認する。

議案第45号の請願項目2について、教育委員会として採択・不採択の判断をすべきと思われる方は挙手願う。

(全員反対)

全員反対である。

採択・不採択の判断になじまないため、議案第45号の請願事項2について、採択・不採択を決定しないと思われる方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。

議案第45号の請願事項2については、採択・不採択を決定しないこととなった。

田中委員：請願事項3について、事務局から何かあるか。

吉崎課長：請願事項3、このまま学校建設を進めれば、建設費は100億を超えるとも言われています。これだけのお金があれば、児童数ピークを過ぎるまでの6年間、スクールバスで他の小学校に通えるようにする、給食費を無償化する、スクールソーシャルワーカーを増やすなど、子どもたちの教育環境を充実させることができます。4つもの浸水想定区域が重なる土地に本当に学校を建てていいのか、再考をお願いします。ということについて、新設校の建設予定地については、手光今川洪水浸水想定区域に加え、高潮浸水想定区域、ため池決壊浸水地に位置しており、新たに防災重点ため池に指定された七股池の決壊浸水の影響も今後作成されるハザードマップを注視する必要があると考えている。

いずれも発生頻度は激甚状況などから、社会全体が災害リスク情報を共有し、減災対策に取り組むもので、事前の避難指示や決壊の際の迅速かつ安全な避難が必要であり、ハザードマップを利用し、いざというときに迅速な避難ができるよう防災教育の徹底が必要であり、また、施設整備の面では、敷地内浸水の軽減、被災時の校舎の浸水防止の観点、より近くの防災拠点として、地域の災害に備える力の強化につなげる必要があると考えている。

建設地に関して全てにおいてベストな場所だとは思わない

が、すでに住宅が張り付いていること、洪水や高潮、ため池決壊、土砂災害、地震、津波などの災害、過大規模校の解消ができること、学校建設に必要な面積が確保できる場所、児童が徒歩で通学できる範囲、都市計画や農地法、道路状況、今後の市内小中学校の児童・生徒の推計、開校までのスケジュール、事業費など、さまざまな要因から総合的に判断しており、再度の検討は考えていない。

田中委員：次に請願項目3に対するご意見や関連する質疑を受ける。

農崎委員：七股池が浸水想定区域になったというのは本当か。

吉崎課長：七股池について、請願書に記載の通り、7月11日に県から指定されたという報告、文書を農林水産課の方で受けている。

村井委員：意見だが、文部科学省では31学級を超えたときに、過大規模校として対策が求められるとうたっている。標準規模は12学級から18学級であり、少子化を迎えた日本では標準規模に満たない学校が約半数である。

しかし、福岡県福津市では、小学校7校のうち3校が過大規模校、中学校3校のうち1校が過大規模校となっている。日本の小学校のうちのたった1.4%、中学校の0.5%がここに当たる。それが福津市には4校あるということである。

現在、福間南小学校が1,567人で59クラス平成30年にはもう1,000人を超えている。保護者からの話では、子供たちが活動するときに階段のところで肩がすれ違って転落する可能性があるから怖いというような話も聞いている。福間小学校では1,468人で58クラス、まだ増える可能性がある。同じく福間中学校は1,228人で40クラスとなっている。

本来福津市としては、新設の小学校2校と中学校が1校必要だと考える。現在対策として、プレハブで対応していて、福間小学校では運動場がどんどん狭くなっている。給食室では生徒の給食をまかなえず、給食センターから一部の学年は給食を運んでいるという状態である。生徒が静かに授業をしているときは普通の授業風景ですが、休み時間にトイレを使うときトイレが間に合わない、トイレが10分の休み時間にできない状況である。福間南小学校では、運動場を毎日使えない。学年によって割り振りされて今日は3年生が使う日だよという割り振りの中で、使っている。津屋崎小学校も同じく、学年ごとの時間割を振るようになってきている。福間小学校は3日間、運動会をしている。一斉に運動場を使えないためである。中学校の部活動でも100人を超える部活動もある。生徒の適正な進路指導も大変苦勞されて先生方は日々生活をされている。と考える。

今回請願が出されており、福津市の各部署と地域の安全対策の上、せめて小学校1校を開校していただきたいと考える。

農崎委員：ため池がもし、決壊してしまった場合に、学校にいる子供たちがヘドロを飲み込んでしまう心配があるというお話があった

が、そうなった場合、ため池から濁流が流れてきて、周辺一体が濁流に飲まれてしまうため、できれば今建設を考えている新設校が、周辺の皆さんの避難所になればと考える、そうご協力いただければと考える。

吉崎課長：先ほど七股池について、重点ため池に指定されたかということであったが、新設校予定地は洪水、高潮、ため池に加えて、七股池の浸水想定区域になったという記述もあるのですが、正確に述べると、7月11日に県の防災重点ため池には指定され、これからハザードマップを作っていくため、現時点では七股池の浸水想定区域になったわけではない。

田中委員：ほかに質疑はないか。

無いようなので請願事項3について審議を終結し確認する。

議案第45号の請願項目3について、教育委員会として採択・不採択の判断をすべきと思われる方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。

教育委員会として採択・不採択の判断をすべきということになったため、議案第45号の請願事項3について、採択すべきと思われる方は挙手願う。

(全員反対)

全員反対である。

よって、議案第45号の請願事項3については、不採択と決定した。

田中委員：請願事項4について、事務局から何かあるか。

吉崎課長：請願事項4、教育委員会はこのままだと令和10年に福間小が1,874人になるという推計を出しています。これから4年間で福間小に400人以上の子どもが増えるとの計算ですが、これは本当に起こり得ることなのでしょうか。とても疑問に思っています。今一度推計を見直して、その根拠とあわせて公開してください。について、ご指摘の令和10年の福間小学校児童数1,874人の推計については、令和4年5月に策定した新設小学校及び新設中学校基本計画の児童推計であると思われる。この推計については、令和3年度の児童・未就学児の実数、国立社会保障・人口問題研究所が算出した将来の人口増減率、過去5年間の対象地域の人口移動、校区外通学制度活用児童実数を基に、令和31年までの長期を推計している。

その後の出生率や転入・転出の状況等により経年変化するものと考えている。そのため、予算編成や中期的な事業計画立案のための内部資料として、当該年4月の児童・未就学児の実数、校区外通学制度活用児童実数、直近数年間の人口増減率等を基に、毎年度ローリングして児童推計を作成している。

本年度推計している直近の福間小学校の児童数については、令和9年度に開校を予定している新設小学校を考慮しなけれ

ば、令和9年度で1,591人、令和10年度1,537人、令和11年度1,485人と推計している。現状においては、令和4年5月の児童推計のピークより283人減少しているが、福間小学校は福間南小学校より敷地や運動場の面積が狭い中で、福間南小の児童数を上回ることになる。また、福間中学校では、新設小学校の影響を考慮しなければ令和9年度1,426人、令和10年度1,552人、令和11年度1,541人と生徒数が増加することになる。更なる教育環境の悪化を避けるとともに、様々な影響を早急に緩和するために新設小学校建設は必要であると考えている。

また、児童推計の事務については、教育長に事務委任された具体的な事務執行であり、合議による教育委員会としての判断までは必要がないものと考えている。

田中委員：次に請願項目4に対するご意見や関連する質疑を受ける。

農崎委員：事務局からの説明の中で、今年度見直しをして、283人減少することの要因について、何かわかっているか。

吉崎課長：要因について、推計した当初は令和4年5月に策定しており、そのときに使用している令和3年度の児童・未就学児の実数、そして、令和3年度前後については、非常に転入等により児童数が増加した時期が5年間続いていた状況であった。

その後、転入率が減り、現状のところ令和5年度で0.4%程度に落ち込んできているところである。そういったこともあり、今後を高い伸び率で見えていた部分から、実数、経年を経て、増加率低減されてきていることを考え推計したところ、そのような差が出てきている。

村井委員：令和2年度の総合教育会議において、市長が竹尾緑地小中一貫校建設に予算をつけないと言われ、小中一貫校建設が断念された。それからここに至るまで、様々な建設予定地が検討され、やっこの地に落ち着いたと考える。

福津市では市長も早急の過密化対策が必要と言われている。先ほど事務局からの説明で建設地に関して全てにおいてベストな場所ではないかもしれないが、過大規模校の対策ができること、学校建設に必要な面積が確保できる場所、児童が徒歩で通学できる範囲、都市計画である、農地法、道路状況、今後の市内小中学校の児童生徒の推計、開校までのスケジュール、事業費など様々な要因から総合的に判断して、この場所に小学校建設を、という風に私は考える。

そのためには、やはり住民の不安もあるため、各部署で検討し、対策を練りながら、住民の不安を解消するための措置を取っていかなくてはならないと考える。教育委員会だけではできないことが多々あるため、所属部局含めてしっかりと対策を練りながら、不安に伝えていくということをしていただきたいと思います。

田中委員：ほかに質疑はないか。

無いようなので請願事項４について審議を終結し確認する。

議案第４５号の請願項目４について、教育委員会として採択・不採択の判断をすべきと思われる方は挙手願う。

（全員反対）

全員反対である。

採択・不採択の判断になじまないため、議案第４５号の請願事項４について、採択・不採択を決定しないと思われる方は挙手願う。

（全員賛成）

全員賛成である。

議案第４５号の請願事項４については、採択・不採択を決定しないこととなった。

8 日程第 9 諸報告

田中委員：今後のスケジュールについて。

（内兼久係長が今後のスケジュールについて、会議資料を用いて説明）

9 日程第 10 閉会宣言

田中委員：以上で本日予定していた議事日程は全て終了した。

これで令和 6 年福津市教育委員会第 8 回定例会を閉会する。